第12巻第6号<通巻67号> 平成14年（2002年）11月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

67

Vol.12-6

財団法人
国際緑化推進センター

COP8でデリー宣言採択、排出削減に全世界の行動促す

気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）が、10月23日から11月1日までの10日間、インドのニューデリーで開催され、約170ヵ国から5000人が参加した。このうち会期最終の3日間は閣僚級会合が開かれ、最終日の11月1日夜、「気候変動枠組条約及び持続可能な開発に関するデリー閣僚宣言」と関連文書を採択して閉会した。

「デリー宣言」では、途上国の温室効果ガス削減を盛り込むことについて議論が紛糾したが、結局、▼京都議定書の未締結国に対し早期の締結を強く求めること、▼温室効果ガスの排出削減は、洪水対策などの温暖化の悪影響への適応措置とともに高い優先性をもつこと、▼途上国を含む各国は排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進すべきこと、などの内容が盛り込まれた。

「非公式な情報交換」という間接的な取組ではあるが、途上国の排出削減活動についての事項が明記されたのは初めて。日本政府も「途上国が自らの排出削減活動について話し合うことさえ拒否してきた経緯を考えれば宣言の意義は評価できる」との見解を示している。

今回の会議では、デリー宣言以外にも、技術的部門で成果がみられた。マラケシュ合意で積み残された京都議定書実施のための細則のうち、京都メカニズムによる排出枠やメカニズム運用による削減・吸収量を登録する国別登録簿の報告・審査の形式を定める「報告・審査ガイドライン」が完成したほか、クリーン開発メカニズム（CDM）理事会の運営規則も採択され、議定書実施に向けて一定の前進となった。

次のCOP9は、03年12月にイタリアで開催されることが決まった。

（本誌3～4頁にCOP8関連記事）

アジア森林パートナーシップ第1回実施促進会を東京で開催

今年8月のヨハネスブルグ・サミットで正式に発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」の第1回実施促進会が、11月11日、東京の三田共用会議所で開催された。日本政府（外務省、林野庁）、インドネシア政府、国際林業研究センター（CIFOR）、世界最大級の環境NGO「ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）」の四者共催によるもので、アジア・欧米諸国16ヵ国、11国際機関、内外のNGO・産業界などから多数の参加があった。

アジア森林パートナーシップは、アセアン諸国を中心としたアジア地域で違法伐採、森林火災、荒廃地復旧対策を含む持続可能な森林経営のための協力活動を行っていくための国際的パートナーシップとして、今年5月に日イ両国が形成に合意したもの。

8月の発足後、初の会合となる今会合では、国際的に関心の高い「違法伐採の抑制」「森林火災の抑制」「荒廃地の復旧と再植林」について具体的な取組や貢献策について意見交換が行われた。

このうち違法伐採では、問題解決のためには貧困や地方分権への対処を含む大局的な取組が必要であることが指摘されたほか、森林認証制度も取組を推進すべき課題として確認された。また、既存の取組情報を共有すること、取組における優先事項の決定について共通の認識をもつことの必要性が挙げられた。

森林火災予防、また植林を含む荒廃地の復旧では、これらの分野について参加主体間の情報交換、地域住民との協力、人材育成が重要であるとの認識で一致した。

最後の総括に当たっては、次回会合を1年以内にインドネシア政府の主催で開催すること、次回会合までに参加主体それぞれが各自の取組を促進すること、パートナーへの参加をさらに広く呼びかけていくことで合意した。

第33回ITTO理事会、森林火災の予防など9決議を採択

国際熱帯木材機関（ITTO）の第33回理事会が、11月4日から9日まで横浜で開催された。参加したのは、インドネシア、ブラジルなどの熱帯木材生産国と日本、米国、EUなどの消費国計46ヵ国1地域の政府代表のほか、オブザーバーとして、メキシコなど非加盟国4ヵ国、国際機関、木材業界団体、NGOなど。

初日の開会式でのスピーチで、わが国からは日出英輔外務大臣政務官が市民社会との連携による取組の必要性を、また加藤鐵夫林野庁長官が違法伐採問題をアジア森林パートナーシップ（AFP）の枠組の中で取り上げていく旨を発言した。

今理事会では、①熱帯木材生産国における森林認証等の促進②森林火災の予防・管理③国際熱帯木材協定の今後の取り扱いなどについて、9件の決議を採択した。

このうち①については、森林認証を含め、持続可能な森林経営を推進するための小規模林業経営体と市民社会との連携した取組を支援することを決議し、そのためにガイダンス作成などを行うことを決めた。

②については、東南アジアをはじめ熱帯地域でたびたび森林火災が発生していることから、被害経験国に専門家を派遣して予防・管理状況を評価し、今後の対策に貢献すること、ITTOが国際森林モニターセンター（GFMC）との共催で2003年に国際森林・原野火災会議およびサミットを開催すること等を決議した。なお、同決議に関する活動に対し、わが国が27万7500ドルの拠出を表明した。

③については、03年末までが有効期限となっている現行の国際熱帯木材協定を06年末まで延長することを決議。その後の取り扱いについては、05年初めまでに新協定を採択する方向で、03年春から準備のための交渉を開始することが決まった。

このほか、ITTOの経費削減・効率化のための措置、広報・教育活動の強化などが決議された。

次回理事会は03年5月にパナマで、次々回は03年11月に横浜で開催の予定。

国際森林専門家会合「森林と水」で、滋賀宣言

林野庁と滋賀県の共催による国際森林専門家会合「森林と水」が、11月20日～22日、滋賀県草津市と守山市で開催された。外務省と環境省の後援、国連食糧農業機関（FAO）、ITTO、国連教育科学文化機関（UNESCO）、第3回世界水フォーラム事務局の協賛。

この会合は、来年3月に京都、滋賀、大阪で開かれる「第3回水フォーラム」（本誌5頁参照）を前に、そこでの森林と水に関する議論の充実に寄与する目的で開かれたもの。アジアを中心とする途上国と欧米諸国18ヵ国、16国際機関、国際NGOの代表者のほか、国内の森林・林業関係者ら100名が参加した。

会議では、水資源保全を目的とした森林経営の取組事例などの発表が行われ、上下流連携の推進方策などについてグループ討議が行われた。

これらの結果を踏まえ、最終日の全体会合で、持続可能な森林経営と水資源の保全を効果的に推進していくための政策提言などを盛り込んだ「森林と水に関する滋賀宣言」を採択した。なお、同宣言は、持続可能な森林経営と水資源保全の関係について、国際的に初めて論点整理されたもの。今後、各国の森林政策の指針として、また国際的な政策対話での議論の基礎として役立てられることが期待されている。

●目次●

国際緑化ニュース……1
特集……3
＜COP8／SBSTA17における吸収源CDMに関する議論の概要＞
トピックス……5
NGO紹介 ＜ヒマラヤ保全協会＞……6
プロジェクト追跡……7
＜ケアジャパン：タイで環境保全事業＞
ワールドレポート ＜スリランカ＞……9
Green Earth 講座……11
＜ヨハネスブルグ・サミット実施文書＞
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力……13

表紙写真：タイの古都アユタヤから西へ数十キロの町の寺院境内にそびえるタマリンドの古木。幹の太さは大人4～5人で抱えるほどの巨木で、地域住民の信仰の対象として崇められている。大きく広がる樹冠は鳥や虫、蛇などが住みつく一つの生物生息の場となっている ＜写真提供／国際緑化推進センター＞

特集

気候変動枠組条約第8回締約国会議および第17回補助機関会合における吸収源CDMに関する議論の概要

林野庁海外林業協力室　海外植林推進調整官　堀　正彦

はじめに

気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）及び第17回補助機関会合（SBSTA17）が、10月23日から11月1日まで、インドのニューデリーで開催された。今回の会議に先立ち、8月末までに各国がクリーン開発メカニズムとしての植林活動（吸収源CDM）に関する意見書を提出しており、本稿ではこれらの内容を含めた各国の意見について述べることとしたい。

本誌前号で述べたとおり、吸収源CDMに関する定義及び方法論については、2003年末に開催予定のCOP9までに決定されることとなっており、本年6月にドイツのボンで開催されたSBSTA16においてその議論が開始された。

SBSTA16においては、再造林の定義の重要な部分である基準年に関する議論から開始された。その中で、わが国及びカナダが、1990年を基準年とするという議定書第3条（先進国内の吸収源活動）用の定義を、議定書第12条の吸収源CDMについては変更すべき（わが国は「柔軟な対応とすべき」との立場）と主張した。これは、CDMのホスト国となる途上国においては、1990年において、対象となる土地が森林であるかどうかを証明するデータの入手が困難な場合が多いと考えられるためである。これに対して、途上国グループ（G77及び中国）代表のブラジル、中国、ツバルからは、COP7におけるマラケシュ合意の蒸し返しであるとして反発があり、またEU及びオーストラリアからは、吸収源活動に国内活動とCDM用の二つの異なった基準年ができることは問題であるとして反対の意が表明されていた。

COP8／SBSTA17

今回のSBSTA17においても、先の基準年の問題で議論が紛糾することも予想されたが、会期冒頭のCOP全体会合の中で議長から、今回は12月までに事務局がまとめることとなっている様々の問題に関する選択肢文書の作成作業を進めるため、議論の紛糾するものがあればこれを棚上げし、非永続性、追加性、リーケージ、不確実性、社会的・環境的な影響（生物多様性に対する影響を含む）等の重要な問題点について論議してほしいとの提案があった。これを受け、全体会合の下の作業部会（コンタクトグループ）では基準年の議論は棚上げし、その他の論点について各国が意見を述べ合う形で進められた。これら論点のうち、ここでは特に重要と思われる非永続性の問題に焦点を当てて述べたい。

非永続性

「非永続性」の問題は、排出削減プロジェクトにはない、吸収源プロジェクト特有のきわめて重要な課題である。

排出削減プロジェクトの場合、古い施設を効率の良い新しい施設に置き換えることにより、ある年に温室効果ガスの排出量を削減したと一旦認められれば、ガスの大気内の量に対する効果としては将来的にも確定したものと言える。一方、植林による吸収源プロジェクトの場合、その年に一定量のガスを吸収したという事実は変わらないとしても、将来その森林が火事、病虫害、伐採などにより消失した場合には、吸収されたガスは大気に戻ることとなり、効果が消滅してしまうこととなる。

吸収源活動を気候変動対策として条約の中に組み込むべきかどうかという過去の議論の中でも、この問題は、吸収源活動自体に反対する諸国側の大きな論点であった。

今回の会合では、同問題に関連し欧州連合（EU）がかなり詳細な提案を文書で行い、これを中心に議論が進んだ。同提案のもっとも重要なポイントは、吸収源プロジェクトから発生するクレジット（CER）を、「期限の付いた一時的なもの（T-CER＝Temporary CER）」、すなわち期限は当初5年、再発行は可能とするという点である。これにより、T-CERの取得者は、当該約束期間についてはこれを用いて約束を達成することができるが、次の約束期間内には、このT-CERと同量の確定したクレジットにより穴埋めしなければならない。森林が残っていることが確認されれば再発行できるなどいろいろな条件の場合があり得るが、基本的なポイントは、「T-CERはいずれかの時点には他のもので穴埋めされなければならない」点である。この考え方は、基本的にはマラケシュ合意成立以前にコロンビアが文書で提案したいわゆる「コロンビア提案」に沿っており、それを修正したものである。

これに対して、吸収源CDMプロジェクトから発生するCERが、排出削減プロジェクトから発生するCERと異なった性質のものになることによりその市場性が低下することを懸念するカナダ（ニュージーランドも類似の考え方）は、プロジェクト実施者に将来にわたる責任を確認させるとともに、これに関する強制的な保険制度を導入することで、「一時的でないCER」とすることができる可能性を示唆した。

また、経済協力開発機構（OECD）が昨年発表した吸収源CDMのクレジット計上に関する文書（Forestry Projects: Permanence, Credit Accounting and Lifetime）には、Ton-Year法など、CERを永続的なものとするいくつかの方法が提案されている。これらの方法によれば、当初発行されるCERの量は、実際に森林が吸収している炭素量よりもかなり少ないものとなる。また、これらの方法は必ずしもマラケシュ合意に合致するものとはなっていない。

わが国は、吸収源CDM期限のCERに関しては、一時的なもののみならず何らかの永続的なものを含め、いろいろな選択肢を用意すべきとの主張である。議場及び各国の意見書からは、一時的なCERを支持する国が多いことが認められた。

いずれにしても、吸収源CDMから得られるCERを永続的なものとするためには、吸収源CDMに否定的な各国も反対できない論理が必要であり、今後とも十分な検討が必要である。

その他の吸収源CDMの課題

吸収源CDMに関しては、非永続性のほかにも、「追加性」、「リーケージ」、「不確実性」、「社会的・環境的な影響」等が重要な問題とされており、これらの諸課題について本年末に向けて事務局が選択肢文書を準備することとなっている。

これら個々について本稿で詳しく述べる余裕はないが、わが国の基本的な立場は、投資を行おうと考える者に対して過度の負担となるような取り決めはすべきでないというものである。吸収源CDMに関心を持つカナダやニュージーランド、南米諸国、インドネシア等が、わが国と同様の考え方を持っていると考えられる。

一方、EU、ブラジル、中国、ツバルなど吸収源活動に批判的な国及び環境NGOは、厳しい義務を課すべきとしており、今後の成り行きには十分注意が必要である。

今回会合の特徴

今回の会合においては、前回、G77及び中国グループの代表として途上国側の議論を支配していたブラジルが、非永続性に関する議論を除くと比較的発言の機会が少なかった。その分、他の南米諸国、特にコロンビア、ボリビア、ウルグアイの積極的な発言が目立ち、アジアではインドネシアがかなりの発言を行った。意見の主旨も、いずれもわが国に近い立場と考えられた。同グループ内からこのような声が聞かれたことが、今回会合の特徴であった。

今後の予定

今後、吸収源CDMに関しては、来年2月開催予定のワークショップ（ブラジルが立候補）、同年中頃のSBSTA18、同年末のSBSTA19及びCOP9で議論が継続される。

わが国の主張をできる限り反映させていくためには、前述の各国らと連携しつつ、積極的に取り組んでいく必要がある。

世界水フォーラム、来年3月に京都・滋賀・大阪で

「第3回世界水フォーラム」が、2003年3月16日から23日までの8日間、京都府、滋賀県、大阪府を結んで開催される。「世界水フォーラム」は、世界の重大な水問題を検討するために世界水会議（WWC）が主催する国際会議。

第3回フォーラムではその一環として、「水に関する閣僚級国際会議」（閣僚級本会合・高官級会合）を開催することが決まっている。この会議には世界100ヵ国以上から閣僚の出席が見込まれており、世界各地で深刻化している水の問題について、各国が政府として、また市民や民間、国際機関などと協力して何ができるか、何をすべきかなどが議論されることになっている。

一方、「フォーラム」は分科会、地域の日、式典などからなり、分科会では専門的なものから身近なものまで広範な話題について議論する。地域の日とは、アジア・太平洋、アフリカなど世界を大きく5つに分け、各地域に焦点を当てた分科会を開催するもの。式典は、「水の声メッセンジャー賞」「水ジャーナリスト・写真コンテスト大賞」などの表彰を行う。このほか、琵琶湖・淀川流域で、ウオークラリー、ジュニア水の科学探検隊などのイベントも行われ、一部はすでに実施中。

会場は国立京都国際会館、びわ湖ホール、大阪国際会議場など。フォーラムの情報は国交省、環境省、農林省などのホームページで紹介中。

UNEPがアフガニスタンで環境破壊調査を開始

国連環境計画（UNEP）は、アフガニスタンに調査団を派遣し、30年にわたる紛争の環境影響について初めての調査を開始した。

アフガニスタンは、1979年と比較し、20年余りで30％の森林を喪失。現在の森林面積は国土の2％以下で、放牧地や農業用地も深刻なダメージを受けている。豊かな生物多様性が保護されている土地は、国土のわずか1％以下に過ぎない。30年に及ぶ軍事紛争や難民の移動などで国土は衰退し、ここ3年の干ばつがそれに追い打ちをかけている。

こうした影響を調べることが今回の調査団の目的で、主な調査事項は次のとおり。

◎都市部における汚染の著しい地点を特定する。

◎既存の、または今後可能性のある保護地域、湿地及び森林地帯の生物学的状況、法的状況などについて判断する。

◎上記の地域における自然資源の保護、改善等に関する管理・修復計画を決定する。

◎環境、生物多様性などに関する基礎データを収集する。

今回の調査の結果は、今年12月に公表される予定。

UNEPのクラウス・テプファー事務局長は、「忘れられがちな事実だが、紛争が去って再建が始まるとき、人間社会と文明にとって最も基本的なものが自然環境である」とコメントしている。

―特殊法人法案衆院通過―
国際協力事業団、（独法）国際協力機構（仮称）に

〈審議中〉

衆議院本会議で11月19日、特殊法人改革関連法案が可決され、参議院に送られた。関連法案は全部で46法案。行政改革の一環として国際協力事業団（JICA）、国際交流基金、緑資源公団など46の特殊法人を独立行政法人化するための法案で、今のところ、今国会で成立の見通しだ。その際、国際協力事業団は、「独立行政法人国際協力機構（仮称）」となる。

同法案については18条で、国際協力事業団が機構に移行した際、個人や法人、自治体などから提案された小規模支援事業は、「機構が適当なものを認める場合には、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない」と定められている。このため、NGOなどが行う海外支援活動が1件ごとに関係省庁の大臣認可が必要となる見通しで、これまで以上にNGO管理が強まるのではと危惧の声が上がっている。

ネパールで森林保全事業

特定非営利活動法人
ヒマラヤ保全協会

山岳地域の活性化に総合的な取組

特定非営利活動法人「ヒマラヤ保全協会」は、ネパールのNGO「マヘンドラ国王自然保護基金」の日本委員会として、1986年に設立された。現会長の川喜田二郎氏が74年に結成した「ヒマラヤ技術協力会」がその前身。2000年に特定非営利活動法人の認証を受けた。会員数は330名、本部は東京。ネパールのポカラに「ヒマラヤ保全協会ネパール」（IHCN）の事務所がある。

ネパールは国土の80％が山岳地帯。そこに住む人々は家畜の放牧や農業で生計を営み、森林と共生しながら暮らしてきた。しかし近年、急激な近代化の波のなかで人口増加や観光客の流入、価値観の変化などにより、森林の減少や伝統文化の衰退、出稼ぎ増大などの問題が顕著になり、村社会の基盤が揺らいでいる。

同会では、地元住民がこうした問題に自ら対処する能力を身につけ、住民主体による地域の活性化が行われることを目標に支援を行っている。

活動地は同国中央部に位置するミャグディ郡とムスタン郡で、92年に総合環境保全プロジェクトを開始した。

ミャグディ郡シーカ谷周辺での取り組みは多岐にわたる。森林保全をはじめ、文化保全（土着の知識・文化・生活の記録・収録）、教育支援（貧困家庭の児童及び教員養成のための奨学金支給）、保健衛生（村の保健婦育成、母親対象の講習会開催）、エコツーリズム（環境に留意した観光産業の推進）、収入向上（小規模金融の導入によるチーズ造り）など。一方、ムスタン郡ジョモソム周辺では、地域の医療改善と伝統の知恵の復興をめざし、ヒマラヤ伝統医師協会を支援している。

このうち、ミャグディ郡での森林保全の取り組みについては、95年に郡内の5ヵ村に苗畑を開設し、その運営と植林活動を行っている。このうち1村では植林が順調に進んだため、01年に苗畑を閉鎖した。

01年度の同事業の実績は、4ヵ村で苗木計約4万5000本を生産。うち2万4000本は共有林に、7000本余りは個人の土地に植えられた。植林地への家畜の侵入を防ぐ防護柵2450㍍も建造した。苗木の種類は薪炭材や建材、飼料用に利用できる樹種が主だが、果樹も一部生産している。苗畑の将来的な自立のために、換金作物の導入も進めている。試験的に開始した薬草、ミツマタ、柑橘類、お茶の栽培も、概ね好調だった。

森林保全事業の将来的な完全委譲の準備も進めている。01年、苗畑運営の資金管理を、IHCNから村の苗畑管理委員会に委譲した。

一方、国内での活動は、国際理解や交流の促進としてネパールで自然や開発のあり方を学ぶ山岳エコロジースクールやスタディーツアーの開催、講座やフォーラムの開催等を行っている。また、他の国内NGOとの交流による自己研鑽にも努め、02年には、共にネパールで開かれた「農業・農村開発NGO協議会研修」と「ネパールNGO連絡会第2回カトマンズ会議」に参加した。

◆

特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-15-7-207
電話：03 5350 8458
FAX：03 5350 8459
Eメール：ihcjapan@par.odn.ne.jp
URL：http://www.ngo.gr.jp/ihc

同会の苗畑。現在、ミャグディ郡の4ヵ村にある

苗畑管理人（右）と新採用の助手。経験豊富な管理人も高齢のため世代交代を図っている

☆プロジェクト追跡☆

タイで環境保全事業

（財）ケア ジャパン

子どもたちの環境教育から地域の自主的な取組へ

財団法人ケア ジャパンが環境保全教育活動を行っているタイでは、約100年ほど前の1896年、北タイを中心としたチーク材乱伐に対応するため、ラーマ5世により王室林野局が設立されるなど、環境破壊に対する危機意識は早い時期に芽生えていました。しかし実際的な活動がそれに伴わず、タイの森林面積は、1960年代から80年代まで年間2～3％の割合で減少し続けました。

1988年、タイ国政府はついに伐採禁止令を発令。同時に、森林面積増大のために、企業や農民にユーカリ、アカシアなど早生樹種やマツの植林を奨励してきました。しかし、ユーカリは地力をさらに弱める上に、こうした単一種の植林による単純林は自然災害や病虫害に弱く、また多様性を誇る本来の熱帯林の再生と同じではありません。

ケア ジャパンがタイで行っている環境事業は、人を中心とした事業です。環境の再生と保全――これを大々的な植林活動で実現することもひとつの手段ですが、私たちの活動は、住民を巻き込んで地域全体で自然を回復し、守っていこうという取り組みです。その中心となるのが環境教育です。

ランプーン県で環境センター設立

タイ北部ランプーン県トゥンファチャン郡は、北都チェンマイから車で2時間ほど山道を行った所です。「象の通り道」という名があるこの一帯は、もともと原生林の広がる自然資源の宝庫でしたが、環境荒廃が急速に進行している地域です。

ケア ジャパンでは、2001年よりケア タイランド（ラックス・タイ財団）と協同して、同郡ノンコック村に、自然保護に対する認識を高める場としてコミュニティー環境センターを造成しています。この地域では、1988年からケアと村人との話し合いをもとに、貯水池、灌漑用の簡易ダムの設置、環境イベントの開催など環境保護活動に取り組んできました。この活動の中で、もっと村人一人一人が「自分たちの森を守る」という意識が持てるようにしたい、環境保護活動の拠点が欲しい等の要望が挙がり、閉校となった学校施設の提供を受け、環境センターの立ち上げとなりました。

この環境センターは、セミナールーム、図書館のほか、地域に伝わる農具や村に受け継がれてきた知恵を学ぶ展示室などを併設し、さらに実際に裏山に登って薬草やキノコ、染料となる植物などを手にとって学べるようになっています。運営は地域住民によって行われ、郡内はもとより県外からも子どもたちを受け入れています。環境活動の発信基地として、子ども向けのワークショップキャンプや自然保護セミナーなどに活用されています。

環境センター薬草園（ランプーン県）

また、ここを会場に、各学校・地域による取り組みの総括として環境イベントが催され、昨年11月のイベントでは19校、約1000人の参加がありました。当日、ステージでは環境を題材とした劇や学校での取り組みの発表が行われました。ケアのブースでは、自然の草花や土などを用意し、子どもたちが環境を題材とした作品作りに励みました。見守る大人たちも幼少の頃を思い出し、語られる昔話に子どもたちはじっと耳を傾け、守るべきものを感じとっているようでした。

環境イベントで草花を使って絵を描く子どもたち（ランプーン県）

ウボンラチャタニ県で植林活動

東北タイのウボンラチャタニ県は、特に森林破壊が著しい地域です。1961年に42％あった森林面積は、今では14％にまで低下しています。また、もともと砂礫が多く、塩分の多い酸性土壌のため、農業の生産性は高くありません。農業以外に産業もなく、東北タイ全体が国内で最も貧しい地域になっています。そのため、環境に対する問題意識が低く、環境保全に自主的に取り組む余裕もありませんでした。

植えた木の世話をする小学生（ウボンラチャタニ県）

ウボンラチャタニ県における活動では、毎年4校ずつがモデル校として選ばれ、子どもたちがワークショップキャンプなどを通じ、村の長老、地元営林局の職員など様々な人たちから自然の素晴らしさ、脆さを学びます。6000本にのぼる植林も子どもたちの手によって行われてきましたが、その苗木も校内の苗畑で自ら育て上げています。また、それぞれの木に対して水やりなどの当番を決め、それらの世話を通じて木々の成長を見守ります。

学校や地域に植えられたこれらの木々は子どもたちと共に成長し、大きく葉を広げながら、子どもたちのみならず地域の人々全体に緑の大切さを伝えてくれることでしょう。

小学校を中心に分別ゴミの取り組み（ウボンラチャタニ県）

生活に密着した環境活動

村や学校でこのように自ら環境について考え、活動することで、もっと生活に密着したところからも環境問題に取り組もうという機運が高まっています。

そのひとつの例として、ウボンラチャタニ県のコクラート小学校ではゴミの分別回収が始められました。学校の敷地の一角に、家庭や学校で出たカン、ビン、金属類、ダンボールなどが集められ、ある程度の量になると業者に引き取られます。その販売代金は学校の環境活動に当てられています。この学校でも、以前は紙切れなどは床に捨てられ、入口には登校時の子どもたちの草履が無秩序に脱ぎ捨てられていました。

このように、住民自らが考え、活動することこそが、将来を見据えた持続可能な活動とケア ジャパンは考えます。私たちの活動は、あくまでもそのきっかけ作りなのです。

大局的な環境・緑化を考えることから始まり、ふと毎日の自分の生活を振り返る――意識ひとつで環境、そして生活は変え得る、これが私たちからのメッセージです。

文＝赤坂和彦（ケア ジャパン）

ワールドレポート

●スリランカ●半世紀で森林半減、国際支援のもと住民参加型の取組に着手

（社）海外林業コンサルタンツ協会　研究員　三浦一也

生物多様性に富む紅茶の国

スリランカといえば、日本人にとってはすぐに旧国名を冠した「セイロン紅茶」が思い浮かぶであろう。それゆえ国中茶畑のようなイメージを抱かれがちだが、実際は、南部乾燥地域にはサバンナ林、北部湿潤地域には熱帯降雨林が広がっている。また南部の高地と北部の低地との標高差もあって、アジアの中でも特に生物多様性に富み、花卉植物、カタツムリ、両生類や爬虫類に同国固有の種が多く存在している。

スリランカの森林は、1956年には国土の44％を占めていたものが2000年現在では22％と、大きく減少している。これは、近年の人口増加に伴う林地の農地への転用や焼畑移動耕作に主に起因しているとされている。

同国は、近年の民族紛争でややきな臭いイメージが強いが、英国統治からの独立以降、数々の内政問題を抱えながらも安定に向けた努力を重ねて、ようやく最近、民族間の協定が結ばれ、平和を取り戻しつつあるところである。

筆者は先頃、同国の林業セクターを調査する機会を得た。その経験を基に、以下に駆け足であるが森林セクターの現状について述べる。

スリランカの森林

スリランカの天然林は、一般的に次の三つの気候帯に沿って大別することができる。

①乾燥地域

主に乾燥季節林タイプで、同国北部及び南東部に分布しており、高品質の木材を含んでいる。主な樹種は、*Bridella retusa*、*Careya arborea*、*Chloroxylon swietenia*、*Drypetes sp.*、*Diospyros spp.*、*Grewia tiliifolia*、*Manilkara hexandra*、*Pterospermum canescens*、*Vitex altissima*である。

②中間地域

主に湿潤季節林タイプで、乾燥及び湿潤地帯の中間に分布している。主な樹種は、*Melia dubia*、*Filicium decipiens*、*Bombax ceiba*、*Lagerstroemia speciosa*である。

③湿潤地域

主に低地雨林及び亜高山林タイプで、同国南西部及び中央高地に分布しており、豊かな生物多様性が保たれている。主な樹種は、*Anisophylla cinnamonodes*、*Chaetocarpus castanocarpu*、*Dipterocarpus zeylanicus*、*Hopea spp.*、*Mangifera zeylanica*、*Mesua spp.*、*Myristica dactyloides*、*Palaquium petiolare*、*Shorea spp.*、*Vitex altissima*である。

同国の森林及びその他の土地利用の現状は、表1のとおりである。そこに明らかなように、同国の森林資源は、国土の75％を占める乾燥地域に広く分布している。また紅茶生産地をはじめ非森林資源は、湿潤地域に多く存在している。

<表1>　スリランカの森林およびその他の土地利用の現状　（出典：Subsinghe, 2001）

	乾燥地域		中間地域		湿潤地域		計
	ha	%	ha	%	ha	%	%
天然林	1,102,777	78	36,408	3	261,142	19	100
人工林	35,726	50	15,415	22	20,285	28	100
ホームガーデン	397,180	46	122,490	14	338,820	40	100
ゴム	1,570	1	5,180	3	154,190	96	100
ココナッツ	72,930	26	108,600	38	101,590	36	100
茶	1,400	1	29,340	15	160,340	84	100

（注）ホームガーデン：住民の土地で小規模に多目的樹種を自家消費や販売目的で植栽しているもの

同国の人工造林は1870年代から始まった。1929年には政府は木材生産増大を掲げ、外来種であるマツやユーカリ類、特に*Eucalyptus robusta*を盛んに造林している。1953年には木材及び薪炭材の需要を受けて、乾燥地域及び湿潤地域に*Pinus caribaea*、*Eucalyptus grandis*、*E. microcorys*、*Acacia decurrens*等が造林された。*Pinus caribaea*や*P. patula*はパルプ用として1960年から80年にかけて植林されたが、結果は芳しくなかった。また、1970年から80年代にかけて、薪炭材用に乾燥地域に*Eucalyptus camaldulensis*、*E. tereticornis*、*Acacia auriculiformis*、*Azadirachta indica*が植林されたが、造林技術上の問題や家畜及び火災による被害で造林成績は思わしくない。

一方、同国では1980年代に国際機関による社会林業プロジェクトが実施されたが、結果は不成功に終わっている。このプロジェクトに係る調査結果によれば、活動単位を村落とせず世帯単位で実施したこと、また政治的な事柄が持ち込まれたことにより、集落が持続的な活動実施の単位として作用しなかったことが原因とされている。だが、同国の社会環境に適応した森林利用者組織を形成させる可能性は十分にあることは、次の例で実証されている。

1993年より2000年までアジア開発銀行及びオーストリア政府による住民参加型林業プロジェクトが実施され、事業自体は良成績を残し、このうち農家林地造成の90％以上は乾燥地域で行われている。

乾燥地での住民参加型造林地

閑散とした種子センターの様子

同国のホームガーデンはアグロフォレストリーとして成功している事例であり、住民の土地において多目的樹種を自家消費や販売目的で植栽している。

森林保全への取組と問題点

林業セクターが抱える問題点としては、以下の項目が指摘されている。

▼生物多様性の減少　森林の劣化による野生動植物の影響

▼人口増加による森林への圧力　人口増加による燃材需要の高まり及び土地なし農民の林内での耕作による森林劣化・減少

▼動物による林地被害　特に野生象による乾燥地域における造林地被害

こうした問題を解決するために、政府及び外部機関により次のようなプロジェクトが行われている。

(A) アジア開発銀行及び政府による「森林資源管理計画」

(B) 国連開発計画（UNDP）及び政府による「スリランカ西南部の危機的状況にある熱帯雨林における固有の生物多様性保全計画」

(C) 地球環境ファシリティ（GEF）及び政府による「薬草の保全・持続可能な利用計画」

(D) アジア開発銀行及び政府による「上流域管理計画」

このうち、(A)のプロジェクト実施内容は、参加型森林計画、持続的森林資源開発及びセクター組織強化などで、一部は森林局が98年に作成した5ヵ年計画に沿ったものとなっている。全土が対象であり、同国の森林資源開発に効果が期待されている。

また(B)及び(D)においては、住民参加型による事業の実施で、森林保護、地域住民の現金収入源確保に貢献している。

今回の調査で、同国が林業セクターにおいて改善を望んでいる点として挙げたのは以下の項目である。

1. 生態系保全
2. 非木材生産物の開発
3. エコツーリズムの開発
4. 林業研究機関の強化

今回、上記プロジェクト現地を訪れてみて、南部熱帯保護林での住民を巻き込んだエコツーリズムの開発や生態系保全活動、中央政府機関の森林研究センターや種子センターの整備が急務であると感じた。また、森林劣化の著しい北部乾燥地帯や南部湿潤地帯における生物多様性保護地域では、住民参加型森林保護活動の一層の普及が必要と感じられた。

●持続可能な開発に関する世界首脳会議――採択文書から〈その2〉

持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（実施文書）

（抜粋）

――外務省暫定訳――

本年8月26日～9月4日に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）での採択文書のうち、前号では政治宣言の全文を掲載したが、今回は「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」（実施文書）の一部を紹介する。

実施文書は、持続可能な開発に向けた行動計画アジェンダ21の実施を促進するために、次の十章のもとに約600項目に上る指針を示している。

Ⅰ導入、Ⅱ貧困撲滅、Ⅲ持続可能でない生産消費形態の変更、Ⅳ経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理、Ⅴグローバル化する世界における持続可能な開発、Ⅵ保健と持続可能な開発、Ⅶ小島嶼国における持続可能な開発▽Ⅷアフリカにおける持続可能な開発／その他の地域的イニシアティヴ、Ⅸ実施の手段、Ⅹ持続可能な開発のための制度的枠組み

ここでは、そのうち第Ⅳ章の「経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理」から、特に森林と関連する部分に焦点を絞って掲載する。（本誌編集部）

Ⅳ．経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理

23．人間の快適な生活と経済活動にとって欠かすことのできない資源とサービスを提供する生態系全体に対して人間の活動が及ぼす影響が増大している。持続可能で統合された方法で、この基礎となる天然資源を管理することは、持続可能な開発に不可欠である。これの関連で、現行の天然資源の劣化傾向を可能な限り早期に逆転させるためには、地域、国及び地方の能力を高めつつ、生態系を保全し、土地、水、生物資源の統合的な管理を達成するための地域、国家、地方のレベルで採択された目標を達成するための戦略を実施する必要がある。

36．地球の気候変動とその悪影響は人類の共通の関心事である。我々は、すべての国、特に低開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国が、気候変動の否定的影響のますます大きなリスクに直面していることを依然として深く懸念し、また、この脈絡において貧困、土壌劣化、水と食料へのアクセス、人の保健の諸問題は地球規模の関心の中心にあることを認識する。国連気候変動枠組条約は、地球規模の関心事である気候変動に取り組むための重要な手段であり、また、我々は、食料生産が脅かされず、経済開発が持続可能な形で進むことが可能となることを確保するために、我々の共通だが差異のある責任と個別の能力に従って、生態系が気候変動に自然に適合しうるために十分な時間的枠組みの中で、大気中の温室効果ガス濃度を気候システムに対して危険な人為的干渉を防ぐレベルに安定化させるという条約の究極的目的を達成する決意を再確認する。国連ミレニアム宣言においてなるべく国連環境開発会議の十周年に当たる2002年までに国連気候変動枠組条約京都議定書の発効を確保するために全力を尽くし、また、温室効果ガス排出量の必要な削減に取り組むことを各国政府首脳が決意したことを想起して、京都議定書を締結した諸国は、まだ締結していない諸国に対して京都議定書をタイムリーに締結するよう強く求める。すべてのレベルで以下の行動が必要である。

(a) 国連気候変動枠組条約の下でのすべてのコミットメント及び義務を履行すること。

(b) 国連気候変動枠組条約の目的達成に向けて各国が協力して取り組むこと。

(c) 国連気候変動枠組条約の実施のためのマラケシュ合意を考慮に入れて、開発途上国、経済移行諸国へ技術・資金援助、キャパシティー・ビルディングのための支援を提供すること。

(d) 特に開発途上国において、科学データ及び情報の交換のために気候変動に関する政府間パネル（IPCC）に対する支援を継続すること等により、科学的及び技術的な能力を構築し強化すること。

(e) 技術的解決策を開発し移転すること。

(f) 民間部門の関与、市場志向型のアプローチ、並びに協力的な公共政策及び国際協力等を通じ、開発の主要部門、特にエネルギー部門について先進的技術を開発し普及させること。

(g) 地上に基礎を置く観測ステーションの改善、衛星の利用の増加及びすべての国、特に開発途上国の利用のために提供されうる高精度なデータを作り出すためのこれらの観測の適切な統合により、地球の大気の組織的観測を推進すること。

(h) 適切な場合には陸地及び海洋を含め、地球の大気を監視するための国家、地域及び国際的戦略及び統合された地球監視のための戦略の実施を、特に国連気候変動枠組条約と協力関係にある国連専門機関をはじめとする関係国際機関の協力を得つつ強化すること。

(i) 南極評議会イニシアティヴのような、地方及び先住民コミュニティーに対する環境上の、経済的及び社会的影響を含め、気候変動の結果を評価するためのイニシアティヴを支援すること。

39．土地を維持、回復させるために砂漠化と土地の劣化の原因に取り組むために、また土地の劣化に起因する貧困に取り組むために、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国、特にアフリカの国において砂漠化に対処するための国際連合条約の実施を強化する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) あらゆるレベルにおいて適切かつ予測可能な資金源、技術移転及びキャパシティー・ビルディングを活用すること。

(b) 国際社会の支援により、また、地方レベルの分権プロジェクト等を通じて、条約及びその関連プロジェクトのタイムリーかつ効果的な実施を確保するために、国家行動計画を策定すること。

(c) 気候変動枠組条約、生物多様性条約及び砂漠化対処条約に対し、適切な形で各条約のマンデートに考慮を払いつつ、各条約の下での計画及び戦略の策定と実施にあたり、引き続き協調を模索し強化するよう促すこと。

(d) 土地、水、森林管理、農業、農村開発、早期警戒システム、環境、エネルギー、天然資源、保健及び教育並びに貧困削減及び持続可能な開発戦略をはじめとする関係政策及びプログラムを通じ、砂漠化の防止と対処並びに干ばつの影響を緩和するための措置を統合すること。

(e) 砂漠化と干ばつに関する監視及び早期警戒を改善するために、地元での入手可能な情報に対するアクセスを提供すること。

(f) 地球環境ファシリティ（GEF）の第2回総会に対して、砂漠化対処条約の成功裏な実施のためのGEFによる支援の手段として、土地の劣化（砂漠化及び森林破壊）をGEFの焦点分野として指定したGEF評議会の勧告に基づき行動することを求めること。またその結果として、条約締約国会合の権限と決定を考慮しつつ、行動計画の策定と実施のための資源を提供し動員する上でのGEFと条約のグローバル・メカニズムの補完的な役割を認識しつつ、GEFを条約の資金メカニズムとすることを検討すること。

(g) 管理と法の執行を強化し、国際社会が開発途上国に対して資金及び技術支援を行うことで、草地資源の持続可能性を改善すること。

43．森林及び樹木は地表の約3分の1を覆っている。天然林と人工林の双方の、また木材と非木質林産物のための持続可能な森林経営は、持続可能な開発の達成に不可欠であり、貧困を撲滅し、森林減少を著しく緩和し、森林における生物多様性の損失や土地及び資源の劣化を防ぎ、食料安全保障並びに安全な飲料水及び入手可能なエネルギーへのアクセスを改善するための重要な手段であり、天然林、人工林及び樹木がもたらす多面的な便益を強調し、また、地球と人類の安寧に貢献する。関心を有する政府と、民間部門、先住民及び地球コミュニティー並びにNGOを含む利害関係者との間のパートナーシップを通して、各国及び地球規模で持続可能な森林経営を達成することは、持続可能な開発に向けた不可欠な目標である。このことは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 統合的なアプローチを通じて森林部門とその他の部門のつながりを十分に考慮しつつ、国際的政治議題の優先事項として持続可能な森林経営を承認することによって、これを達成するための政治的なコミットメントを強化すること。

(b) 国、地域及び地球レベルでの持続可能な森林経営の実施を促進し調整し、特に森林における生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献するための重要な政府間メカニズムとして、森林に関する協調パートナーシップの支援を得つつ、国連森林フォーラムを支持すること。

(c) 国際社会からの支持を得つつ、国内の森林法規の実行と森林の生物資源を含む林産物の違法な国際貿易について早急な行動を起こし、これらの分野の国内法制度の実行に関連する人材面及び制度面のキャパシティー・ビルディングを提供すること。

(d) 持続可能な伐採を実現するための手段を普及・促進し、円滑化し、資金の供給及び環境上適正な技術の移転と開発を促進するために、国及び国際レベルで早急な行動を起こすことで、持続可能でない伐採に対処すること。

(e) 現在貧困及び最も著しい森林減少率に苦しみ、政府から国際協力が歓迎されるであろう地域におけるニーズに対応するためのイニシアティヴを策定・実施すること。

(f) 資金供給の増加、環境上適正な技術の移転、貿易、キャパシティー・ビルディング、あらゆるレベルでの森林法規の実行と統治、並びに森林に関する政府間パネル（IPF）／森林に関する政府間フォーラム（IFF）の行動提案を含む持続可能な森林経営を実施するための統合的な土地・資源管理を促進するために、パートナーシップ及び国際協力を構築し、強化すること。

(g) 各国及び森林に関する協調パートナーシップによるIPF／IFFの行動提案の実施を加速し、2005年の進捗状況の評価に貢献するために国連森林フォーラムへの報告を行う努力を強化すること。

(h) 先住民及び地域社会の持続可能な森林経営への全面的かつ効果的な参加を確保するために、先住民及び地域社会に根ざした森林経営システムを認識し、支援すること。

(i) 国連森林フォーラム、森林に関する協調パートナーシップのメンバー並びにその他の森林関連のプロセス及び条約と緊密に協力し、すべての関係する利害関係者の参加を得つつ、あらゆるタイプの森林生物多様性条約の新たな作業計画を実施すること。

センターの活動

「日中緑化協力指標林」造成記念式典に参加

平成12年度より中国における民間レベルの植林緑化協力を支援している日中緑化交流基金が、その活動の一環として造成することになった「日中緑化協力指標林」の造成記念式典が、10月22日、中国四川省都江堰市の現地で開催されました。

この指標林（モデル林）造成事業は、当センターが基金事務局から依託を受け、中国側と協力しながら取り組んでいるもの。すでに終えた調査・設計をもとに、今後は実施計画の作成や事業実行面での指導、日本側技術者の派遣などの業務に当たることになっています。

あいにくの雨の中、式典に参加した日本側関係者

雨天の中で行われた当日の式典には、日本側からは、日中緑化交流基金秋山事務局長、当センター塚本理事長、林野庁梶谷計画課長、在中国日本大使館目賀田公使など10名が出席。中国側からは、四川省副省長、四川省林業庁曹庁長、国家林業局幹部など多数の行政関係者、中国各地の基金プロジェクト実施地区関係者そして地元民など、計約500名が参加しました。両国の出席者代表による挨拶の後、記念碑の除幕式に移り、最後に参加者全員で記念植樹が行われました。

ミャンマーで海外林業人材育成研修を開催

海外で緑化協力活動を展開しているNGOなどを対象に、活動に必要な実践的技術と知識の習得を支援するための海外林業人材育成研修を、10月25日～11月8日の15日間の日程で実施しました。研修生は17名。

最初の3日間は東京で開催し、「熱帯林の生態」「熱帯の土壌」「社会林業」などの講義を行いました。

その後、熱帯での現地研修として、ミャンマーに開催地を移動。中央乾燥地のパガン管区ニャンウー地区の乾燥地緑化局において、「熱帯の造林技術」「半乾燥地の森林土壌管理」「半乾燥地帯の植栽・管理技術」「ミャンマーの森林と林業」などの講義のほか、苗畑実習などを行いました。また、同地域にある当センター事業地「ミャンマー第2緑の地球の森」で、植栽・保育の実習を行いました。

バゴー管区ビエ地区ポッコン森林事務所では、当地で当センターが支援している「モデルフォレスト活動」の意義等についての講義や「タウンヤ方式によるチーク林造成」の講義を行い、同地域にある南ナウィン予備林、中部ナウィン予備林では枝打ち実習や除伐の見学、また採種林、アグロフォレストリー見本林なども見学しました。

ミャンマー第2緑の地球の森での実習

研修では、参加者による自由発表や意見交換も活発に行われました。

ポッコンのチーク林で象による材搬出を見学

CDM吸収源事業についての説明会―COP8報告―を開催

去る10月23日～11月1日にインドのニューデリーで開催された気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）および第17回補助機関会合の結果を受けて、特にCDM吸収源事業に関する議論についての説明会を11月28日、国立オリンピック記念青少年総合センターで開きました。講師は、日本政府代表団の一員として交渉に当たった林野庁の堀正彦海外植林推進調整官。CDM吸収源事業に関する定義及び方法についての議論に焦点を当てて説明していただきました。（本誌3～4頁に関連記事）

その他の情報

★タンザニア・ポレポレクラブ「タンザニア・キリマンジャロ植林ワークキャンプ」参加者募集中

NGOの「タンザニア・ポレポレクラブ」では、東アフリカ・タンザニアのキリマンジャロ山麓で、現地の村人と共に植林を行う「植林ワークキャンプ」の参加者を募集しています。全行程は22日間、そのうち12日間は山麓の村で生活し、植林作業のほか、ホームステイなどを通じた現地との交流を行います。

日程：2003年2月10日～3月3日
費用：33万9千円
　＊非会員は別途、会費1万円要
定員：11～25名
締切：12月18日（ただし定員に達し次第締め切り）
滞在先：キリマンジャロ山麓テマ村オリモ（植林活動、ホームステイなど）
　モシ、サンジバル島、ダルエスサラーム（自由行動）

お問い合せ・申し込みは左記まで。

◆タンザニア・ポレポレクラブ（担当：藤沢）
〒154-0015　東京都世田谷区桜新町1-20-2-202
Tel／Fax＝03-3439-4847
Eメール＝pole2club@hotmail.com

基金へのご協力

次の方々からご寄付いただきました。寄せられました浄財は、熱帯地域の森林造成などに役立ててまいります。

◆板橋区立熱帯環境植物館（林専一朗館長）より、3万6130円のご寄付
◆山口大輔様（福岡県立小倉高校1年生）より、962円のご寄付
◆徳野匡（ただし）様（大阪市天王寺区）より、3000円のご寄付

あなたも国際林業協力に参加しませんか

熱帯林の保全・造成、開発途上地域の振興、地球環境問題等が注目されています。わが国に対する「国際林業協力の要請」はますます拡大する方向にあり、それとともに国際林業協力を担う人材の養成確保もまた重要になってきています。

国際緑化推進センターは、政府開発援助や民間団体等が行う国際林業協力への支援・促進、これらの活動を支える人材の養成確保や情報の収集提供などを通じ、国際緑化の推進を図ることを目的として設立されたものです。

当センターでは、人材の養成確保対策の一環として林野庁の補助を受けて、平成3年度から国際林業協力に参加する意思をお持ちの方々を「政府開発援助やNGOなどによる国際林業協力」にふさわしい候補者として登録するための調査を行っています。国際林業協力に参加をご希望の方はご連絡ください。調査票をお送りします。

（財）国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1-7-12　林友ビル
電話：（03）5689-3450
FAX：（03）5689-3360
電子メール：jifpro@jifpro.or.jp
ホームページ：http://www.jifpro.or.jp/

緑の地球
第12巻第6号（隔月発行）
平成14年11月30日発行
編集／緑の地球編集委員会　〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく――私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　塚本　隆久

熱帯林は毎年1170万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/